

京都府看護協会継続教育研修等における
感染症拡大予防のためのガイドライン

公益社団法人京都府看護協会

目次

ガイドラインの趣旨

1. 一人ひとりの基本的感染対策	1
2. 看護協会における感染症対策に実施	2
A 研修開催前の感染対策	
1) 研修の中止	
2) Web 配信研修への変更	
B 集合研修開催時の感染対策	
1) 会場設備等の対策	
2) 受講者への対応	
3) 講師への対応	
C 研修室以外の感染対策	
1) トイレ・洗面所の利用（重要）	
2) 休憩スペースの利用等時の対応（重要）	
3) 昼食時の対応とごみの廃棄について	
4) 図書室の利用時の対応	
D 協会職員が感染した場合の対策	
3. その他	6
1) 緊急事態宣言発令時の対応	
2) 研修終了後における 14 受講者・講師の感染確定および濃厚接触者の発生時の対応	
3) 京都府看護協会職員が感染確定もしくは濃厚接触者になった場合	

4. 別添資料

.....

8

資料1. 京都府看護協会研修センターおよび京都府北部看護職支援センター
研修受講(感染対策)についてのお願い

資料2. 令和2年度 一般研修 入館確認書

資料3. 「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

資料4. 新型コロナウイルス感染症対策専門会議「新型コロナウイルス感染症
対策専門会議の状況分析・提言」から抜粋

資料5. 公益社団法人京都府看護協会職員に新型コロナウイルス感染症・
濃厚接触者が発生した際の対応及び事業継続に関するマニュアル

ガイドラインの趣旨

京都府看護協会は、令和2年4月7日の政府の緊急事態宣言や、令和2年4月16日に京都府が特定警戒都道府県に位置づけられたことを踏まえ、令和2年9月30日までの継続教育研修を中止・延期と致しました。

令和2年5月21日をもって京都府は新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域から解除されたところですが、10月から本会の継続教育研修を再開するにあたっては、可能な限り感染のリスクを低減させ

- ①受講者が安心して研修に専念できる研修環境
- ②研修に携わる委員や協会職員が安心して教育研修活動や受講者支援できる環境
- ③受講者を送り出す施設・事業所・看護教育養成機関にも安心していただける環境

を整備することが重要となります。

本感染症については、いまだに不明な点が多く、本会においても3つの密「換気の悪い密閉空間・多数が集まる密集場所・間近で会話や発生する密接場面」を避け「マスクの着用」および「手洗いなどの手指衛生」など基本的な感染症対策を継続する「新しい生活様式」を導入し、感染およびその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、教育研修活動を継続し、保障していくことが必要です。

そのため本会では、文部科学省策定の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～（2020. 8.6Ver.3）」「新しい生活様式」および京都府策定の「大学等の再開に向けた感染症拡大予防のためのガイドライン」を基本に、「京都府看護協会継続教育研修等における、感染症拡大予防のためのガイドライン」を策定しました。

1. 一人ひとりの基本的感染対策

新型コロナウイルス感染症対策専門会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」

(2020年5月4日) から抜粋

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
 - 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
 - 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

2. 看護協会における感染拡大防止対策の実施

A 研修開催前の感染対策

1) 研修の中止

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大状況や緊急事態宣言の発令、講師および当研修センター職員、受講者の感染状況により協会の判断で中止する。

①京都府看護協会会長は、専務理事・常任理事・事務局長と協議する。

・京都府内発生状況、職員・受講者等感染状況に基づき研修開催の可否を判断する。

・中長期研修については、原則として研修開始1か月前までに決定する。

・短期研修については、原則として研修開催3日前までに決定する。

②中止の場合は、教育研修担当より受講者または受講者の施設看護職代表者へ、電話により連絡する。また、京都府看護協会ホームページへ掲載し周知する。

(2) 講師に、研修当日の1か月前または3日前（研修期間に応じる）に体調の変化があれば協会に連絡するよう依頼し、下記の要件に該当する場合は、講義を中止する。

研修当日前2週間以内に

i) 感染確定の診断を受けている。

ii) 濃厚接触者であると保健所から指定されている。

iii) 海外渡航歴および滞在歴がある。

(3) 研修が中止となった場合は、返金する。

2) Web 配信研修への変更

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大状況や緊急事態宣言の発令により、予定した集合研修の開催が困難な場合、本会が活用可能な範囲でWeb配信研修とする。

(2) 予定講師が来場できない場合、本会が活用可能な範囲でWeb配信研修とする。

(3) 変更の場合は、教育研修担当より受講者または受講者の施設看護職代表者へ、電話により連絡する。また、京都府看護協会ホームページへ掲載し周知する。

(4) 講義時間等の変更などにより受講料の変更が必要となった場合は、追加徴収または返金する。

B. 集合研修開催時の感染対策

1) 会場設備等の対策

(1) 3密（密閉・密集・密接）を避ける。

①人と人との接触を避け、対人距離（できるだけ2m）を確保する。

②講師と受講者の距離は、2mを確保する。

③受講者を制限する。

・3階大研修室 36人（2m間隔）

・2階第4研修室 21人（2m間隔）第1・2研修室 14人（2m間隔）

④人と人が対面する場合は、アクリル板で遮断する。

⑤マスクを着用する。

職員、受講生およびファシリテーター等に対して周知し、必要時配付する。

⑥講師は、マスクまたはフェイスシールドの装着、または教卓に飛沫防止パネルを設置し講義を行う。

⑦演習の際は、可能な限り短時間とし、正面に座らず2mを保つ。

複数のグループに分けたうえで必要に応じて、他の研修室を活用する。

⑧休憩スペースを含めて研修室内等、施設の換気（2つの窓を同時に開ける）を常時行う。エアコン使用時においても同様とする。

(2) 消毒等の環境整備

- ①研修センター入り口および、各階の研修室入り口に手指の消毒設備を設置する。
- ②清掃業者は、研修当日朝に机・椅子・ドアノブ、スイッチ等、手の触れる部分を、アルコール入りクロスで清掃する。
- ③受講者は、他人と共用する物品を昼食後・研修終了時に、アルコール入りクロスで清掃する。
- ④受講者は、研修終了時に飛沫防止パネルを、専用除菌クリーナーで清掃する。
- ⑤研修担当者は、講師ごとに PC 周辺およびマイクをアルコール入りクロスで清掃する。
- ⑥清掃業者は、トイレの便座・便器の蓋・トイレットペーパーのカバーや水洗レバー等アルコール入りクロスで清掃する。

2) 受講者への対応

(1) 研修当日の体調チェック

当日「一般研修 入館確認書」を回収し、受講者の健康を把握する。

(2) 症状のある方の入場制限

- ①研修当日前 2 週間以内に、以下の項目に該当する場合は、受講を許可しない。
 - i) 感染確定の診断を受けている。
 - ii) 濃厚接触者であると保健所から指定されている。
 - iii) 海外渡航歴および滞在歴がある。
- ②研修担当者は、当日検温を忘れてたり体調がすぐれない受講者に対し、必要に応じて協会に設置した非接触性体温計で測定する。37.0℃以上の場合は、受講を許可しない。

③発熱や咳や鼻水、倦怠感や息苦しさ、味覚、嗅覚障害などの症状がある場合は、受講を許可しない。

④基礎疾患のある方や妊婦については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、主治医と相談し、受講者が判断する。

(3) 受講料の取り扱い

上記理由により受講できなかった場合は、返金しない。

(4) その他

万が一感染が発生した場合に備え、当日の座席は指定制とする。

3) 講師への対応

(1) 研修当日の体調チェック

①当日「一般研修 入館確認書」を用いて、講師の健康を把握する。

②発熱や咳や鼻水、倦怠感や息苦しさ、味覚、嗅覚障害などの症状がある場合は、講義を中止する。

③研修担当者は、当日検温を忘れてたり体調がすぐれない講師に対し、必要に応じて協会に設置した非接触性体温計で測定する。37.0℃以上の場合は、講義を中止する。

(2) 受講料の取り扱い

上記理由で講義が中止となった場合は、返金する。

C 研修室以外の感染対策

1) トイレ・洗面所の利用 (重要)

(1) 順番待ちをする場合は、2m以上の間隔をあける。

(2) 清潔を保つため、使用前に便座クリーナーを使用する。

(3) トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう、トイレ内に掲示する等、注意を促す。

2) 休憩スペースの利用時の対応 (重要)

- (1) マスクを着用し、2 mを保つ。
- (2) 対面せず、会話を控える。

3) 昼食時の対応とごみの廃棄について

- (1) 昼食は、研修室内の席で会話をひかえ、対面しないようにして摂る。
- (2) 昼食後、各自机上进行をアルコール入りのクロスで清掃する。
- (3) 昼食ごみおよび鼻水、唾液など分泌物の付いたごみ等は、ビニール袋に入れて密閉した状態で縛り、自己管理とし持ち帰る。
- (4) 机等の備品を消毒したアルコール入りクロスは、室内に設置したごみ袋に廃棄する。

4) 図書室の利用時の対応

- (1) 閲覧席の間隔は2 mを確保し、席を制限する。閲覧席が不足する場合は、研修室で閲覧する。また、滞在時間が短くなるよう工夫する。
- (2) 貸し出し手続きの際は、飛沫防止パネルを設置する。

D 協会職員が感染した場合の対策

「公益社団法人京都府看護協会職員に新型コロナウイルス感染症・濃厚接触者が発生した際の対応及び事業継続に関するマニュアル」参照

4. その他

1) 緊急事態宣言発令時の対応

国や京都府から「緊急事態宣言」発令時には、要請に基づき対応する。

2) 研修終了後における受講者・講師の感染確定および濃厚接触者の発生時の対応

(1) 受講者・講師への事前依頼

研修終了後14日以内に「感染確定」もしくは「濃厚接触者」となった場合は、本会

に連絡を依頼する。

(2) 本会の対応

①京都府看護協会会長は、専務理事・常任理事・事務局長を招集・協議し、今後の研修開催の可否を判断する。

必要に応じて、自治体・保健センターへ研修実施の可否について相談する。

②該当研修における講師・受講者・施設看護職代表者へ情報を提供し、症状の確認や健康状態に変化を認めた際の連絡を依頼する。

③必要に応じて、清掃会社へ協会施設の消毒等の対応を依頼する。

3) 京都府看護協会職員が感染確定もしくは濃厚接触者となった場合

該当研修における講師・受講者・施設看護職代表者へ情報を提供し、症状の確認や健康状態に変化を認めた際の連絡を依頼する。

(参考)

- 文部科学省 ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～ (2020.8.6 Ver.3)
- 厚生労働省 ・新型コロナウイルス感染症対策専門会議「新型コロナウイルス感染症対策
の状況分析・提言」(2020年5月4日)から「新しい生活様式」実践例
- 京都府 ・大学等の再開に向けた感染症拡大予防のためのガイドライン
(令和2年5月27日)
- 神戸研修センター
- ・神戸研修センター集合研修における新型コロナウイルス感染対策

(資料)

- 京都府看護協会 ・京都府看護協会研修センターおよび京都府北部看護職支援センター
研修受講(感染対策)についてのお願い
- ・令和2年度 一般研修 入館確認書
- ・公益社団法人京都府看護協会職員に新型コロナウイルス感染症・濃厚接
触者が発生した際の対応及び事業継続に関するマニュアル
- 厚生労働省 ・新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症
対策の状況分析・提言」2020年5月14日から抜粋
- 文部科学省 ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～ (2020.8.6Ver.3)

京都府看護協会研修センターおよび京都府北部看護職支援センター
研修受講(感染対策)についてのお願い

研修受講の皆様へ

研修会のお申し込みいただきありがとうございます。

現在、新型コロナウイルス感染症対策に、ご尽力のことと存じます。京都府看護協会研修センターおよび京都府北部看護職支援センターにおきましても、研修等開催時には感染防止に向けた対策を講じております。

研修受講で来館の皆様には、感染予防の観点から、下記についてご協力をお願い致します。来館時の状態によっては入館をお断りする場合がありますので、開催までに以下の内容をご確認いただき、ご対応頂きますようお願い致します。

1. 研修受講をお断りする場合

研修当日前2週間～研修会当日までに感染確定となった場合、または37.5度以上の発熱、咳や鼻水、倦怠感、息苦しさ、嗅覚・味覚障害などの症状があった場合は、受講を取りやめていただきます。

2. 受講者へのお願い

- ・所属施設の県外移動や施設外研修受講など方針に従い、研修参加を決定してください。
- ・研修受講の際は、各自健康チェックをしてください。

《来館時》

- ①マスクの着用(持参)と咳エチケットの徹底、手洗い、アルコール消毒薬による手指消毒にご協力ください。
- ②健康チェック、緊急連絡先(入館確認書)の記入・提出にご協力ください。

《研修中》

- ①受講者間の距離を確保し、座席の指定を行います。
- ②研修室の扉は、換気のため解放させていただきます。
- ③筆記用具等を持参し、他者との共有を控えてください。
- ④講義・演習方法等、当初の予定と異なる場合があります。
- ⑤昼食を持参される方は、研修室内の席で正面を向いて召し上がっていただき、ごみは各自お持ち帰り下さい。
- ⑥体調不良時は無理をせず、担当者までお申し出ください。
- ⑦受講後2週間以内に、発熱などの症状が出た場合は、速やかに看護協会へご連絡ください。

3. 研修開催中止時の連絡

新型コロナウイルス感染症の拡大、緊急事態宣言の発令や、講師および当研修センター職員、受講者等の感染状況により、研修を中止する場合は、受講者または受講者の施設看護職代表者へ電話連絡するとともに、京都府看護協会ホームページの掲載によりお知らせいたします。最新情報をご確認の上、ご来場ください。

一般研修 入館確認書

必要事項をご記入の上、研修5分前までに所定のかごに提出をお願いします。

入館日	令和 年 月 日
研修番号	
研修名	
施設名	
氏名	
緊急連絡先	

入館当日の状況について下記にご記入ください。また当てはまるものに○をお付けください。

本日の体温	° C
症状について	強い倦怠感・咳・鼻水・息苦しさ・咽頭痛・ 味覚異常・嗅覚異常・消化器症状・なし

※「入館確認書」の提出確認により、受付及び出席確認とします。

※本入館確認書は、個人情報保護方針および規定に基づき、個人情報の取得・利用を適切に行います。クラスター発生後の連絡等に使用し、目的外の利用はいたしません。

また一定期間保管後、破棄します。

自筆サイン _____

公益社団法人京都府看護協会職員に新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者が発生した際の 対応及び事業継続に関するマニュアル

＜令和2年4月10日版＞

1 従業員の感染予防策の徹底

- (1) 職員に、次に掲げる自己管理及び速やかな報告を要請する。
- ア 体温の測定と記録
 - イ 発熱などの症状がある場合には、事務局長または専務理事への連絡及び自宅待機
 - ウ 以下のいずれかに該当する場合には、事務局長又は専務理事への連絡及び新型コロナウイルス感染症専用相談窓口(※)への問い合わせ
 - (ア) 体温 37.5 度以上の熱が 4 日以上継続した場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む）
 - (イ) 強いだるさや息苦しさがある場合
 - (ウ) 基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方で、風邪の症状や 37.5 度以上の発熱、強いだるさや息苦しさが 2 日程度続く場合
 - エ 新型コロナウイルス感染症の検査の状況、診断結果等についての事務局長又は専務理事への速やかな報告
- (2) 事業所内において、次に掲げる感染予防策を徹底する。
- ア 出勤時、トイレ使用後には手洗い、手指の消毒
 - イ 常時不特定多数の者が集合する場所では、できる限りマスクを着用すること。マスクの確保が困難で着用できない場合には 2 メートルを目安として適切な距離を保つこと。また、マスクがない時に咳をする場合にはティッシュ・ハンカチや袖等で口や鼻を被覆すること。
 - ウ 通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところの拭き取り清掃

※新型コロナウイルス感染症専用相談窓口 電話番号一覧

機関名称	電話番号	受付時間
京都府新型コロナウイルス感染症専用相談窓口	075-414-4726	土・日・祝日を含む 24 時間
京都市新型コロナウイルス感染症専用相談窓口	075-222-3421	土・日・祝日を含む 24 時間
乙訓保健所	075-933-1153	平日 8 時 30 分から 17 時 15 分
山城北保健所	0774-21-2911	平日 8 時 30 分から 17 時 15 分
山城南保健所	0774-72-0981	平日 8 時 30 分から 17 時 15 分
南丹保健所	0771-62-2979	平日 8 時 30 分から 17 時 15 分
中丹西保健所	0773-22-6381	平日 8 時 30 分から 17 時 15 分
中丹東保健所	0773-75-0806	平日 8 時 30 分から 17 時 15 分
丹後保健所	0772-62-4312	平日 8 時 30 分から 17 時 15 分

2 患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

- (1) 感染者発生時の把握、報告及び周知
- ア 感染者が確認された場合には、事業所の所在地を所管する保健所に報告し、対応について指導を受ける。また、従業員に対しては事業所内で感染者が確認されたことを周知すると

もに、1に掲げる感染予防策を改めて周知徹底する。

(2) 濃厚接触者の確定及び対応

- ア 保健所の調査に協力し、感染拡大防止のため、速やかに濃厚接触者と見込まれる者を自宅に待機させる。
- イ 保健所が濃厚接触者と確定した従業員に対し、必要に応じPCR検査（行政検査）の受検あるいは感染者との最終接触から14日間の健康観察を行う必要があることから、保健所の指示に従う。
- ウ 濃厚接触者と確定された従業員に対し、発熱又は呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈した場合には、保健所に連絡してPCR検査（行政検査）を受検するよう促し、速やかにその結果を報告させる。

「濃厚接触者」とは、「患者（確定）」が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当するもの

- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他、手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と接触があった者（患者の症状などから患者の感染性を総合的に判断する。）

＜「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査要領（暫定版）（国立感染症研究所感染症疫学センター令和2年2月27日版）」＞

3 施設設備等の消毒

- (1) 保健所が必要と判断した場合には、感染者が勤務した区域（執務室、館内各室等）の消毒を行う。
- (2) 消毒は保健所の指示に従って実施することが望ましいが、緊急を要する場合には、感染者が勤務した区域のうち、手指が頻回に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり等）を中心に、アルコール（消毒用エタノール（70%））又は次亜塩素酸ナトリウム（0.05%以上）で拭き取り等を行う。

4 業務の継続

(1) 重要業務の継続

- ア 感染者及び濃厚接触者の出勤停止の措置を講じることにより、通常の業務の継続が困難な場合には、重要業務として優先的に継続させる業務を選定し、重要業務を継続するために必要となる人員、物的資源（マスク、手袋、消毒液等）等を把握する。
- イ 重要業務継続のため、在宅勤務体制・情報共有体制・人員融通体制を整備するとともに、重要業務継続のための業務マニュアルを作成する。

- (2) その他必要なことは別途定める。

（参考）

- ・ 農林水産省「食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」

URL : https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html